

---

# 合併協定書

平成17年2月17日

熊野市



紀和町



## 1 合併の方式

熊野市及び南牟婁郡紀和町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

## 2 合併の期日

合併の期日は、平成17年11月1日とする。

## 3 新市の名称

新市の名称は、熊野市（くまのし）とする。

## 4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置については、熊野市井戸町796番地とする。

新市の庁舎については、現在の熊野市役所、紀和町役場を、それぞれ総合庁舎（仮称）として活用し、現行の住民サービス水準をできる限り低下させないよう配慮するものとする。

## 5 財産の取扱い

両市町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。  
分収林契約については新市に引き継ぐものとする。

有馬財産区有財産、井戸財産区有財産については、それぞれ有馬財産区有財産、井戸財産区有財産として、新市に引き継ぐものとする。

## 6 議会議員の定数及び任期の取扱い

(1) 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第1号の規定を適用し、平成18年4月30日まで、引き続き新市の議会の議員として在任する。

(2) 新市の議会の議員の定数については、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、定数を18人と定める。

(3) 合併後最初に行われる選挙に限り、公職選挙法第15条第6項の規定に基づき、合併関係市町の区域でもって2つの選挙区を設置し、各選挙区において選挙すべき議員の数は、熊野市の区域15人、紀和町の区域3人とする。

## 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

(1) 新市に一つの農業委員会を置き、2市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年3月31日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

(2) 在任期間終了後の選挙による委員の定数は20人とする。

- (3) 区域内に農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第10条の2第2項に規定する選挙区を設置することとし、在任期間終了後、最初に行われる委員の選挙からこれを適用する。選挙区の区域及び各選挙区において選挙すべき委員の定数については、合併までに調整する。

## 8 地方税の取扱い

- (1) 個人市町村民税の税率、納期、減免については、現行のとおりとする。
- (2) 法人市町村民税の税率については、現行のとおりとする。減免については紀和町の例による。
- (3) 固定資産税の税率については、標準税率を採用する。納期、減免及び不均一課税については熊野市の例による。
- (4) 軽自動車税の税率については熊野市の例による。納期、減免については現行のとおりとする。
- (5) 市町村たばこ税については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (6) 鉱産税については、合併時に廃止する。
- (7) 入湯税については、現行のとおりとする。
- (8) 口座振替制度については、合併時に取扱金融機関を統一する。
- (9) 納期前納付報奨金については、合併時に廃止する。

## 9 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (3) 職名及び昇格、昇給の基準等については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。
- (4) 給与等については、上記（3）の方針に基づき調整を図る。

## 10 特別職の身分の取扱い

- (1) 市長、助役、収入役、教育長の設置、定数、任期については、法令の定めるところによる。
- (2) 行政委員会の設置、定数、任期については、法令の定めるところによる。
- (3) その他の委員等については、新市において必要があるものは合併までに調整する。
- (4) 特別職の報酬については、合併までに調整する。ただし、在任特例期間中の議会議員の報酬については、現行のとおりとする。

## 11 条例、規則等の取扱い

条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業

等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- ① 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの
- ② 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
- ③ 合併後、逐次制定し、施行させるもの

## 12 事務組織及び機構の取扱い

- (1) 新市の組織は、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。
- (2) 合併時における機構は、本庁、支所及び出張所とし、現有庁舎を活用する。
- (3) 新市の事務組織及び機構は、「新市における事務組織・機構の整備方針」を策定し、それに基づき整備する。

## 13 一部事務組合等の取扱い

- (1) 紀南病院組合、紀南社会福祉施設組合、紀南特別養護老人ホーム組合、南牟婁清掃施設組合、東紀州農業共済事務組合、三重県自治会館組合、三重地方税管理回収機構及び紀南介護保険広域連合については、合併の日の前日でもって当該一部事務組合等から脱退し、合併の日に新市で当該組合等に加入する。
- (2) 三重県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日でもって当該一部事務組合から脱退する。
- (3) 熊野地区広域市町村圏協議会については、合併の日の前日でもって当該協議会から脱退し、合併の日に新市で加入する。
- (4) 熊野市・紀和町合併協議会については、合併の日の前日でもって廃止する。
- (5) 熊野市土地開発公社、財団法人 紀和町ふるさと公社及び財団法人 紀和町観光開発公社については、新市に引き継ぐ。
- (6) 各種協議会等加盟団体については、団体の目的・事業等を勘案の上、調整する。

## 14 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 使用料
  - ① 使用料については、当分の間、現行のとおりとする。  
なお、各市町で同一又は類似の施設等の使用料については、新市において統一に努めるものとする。
  - ② 減免規程については、合併時に統一するよう調整を行う。
- (2) 手数料  
手数料については、一体性の確保を図るとともに、「負担公平の原則」により、合併時に統一する。

## 15 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら調整に努める。

- ① 2市町に共通している団体については、できる限り新市移行にあわせて統合するよう調整に努める。
- ② 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- ③ 独自の目的を持った団体については、原則として現行のとおりとする。

## 16 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市移行後速やかに調整するものとする。

### (1) 団体運営費等補助金

- ① 同一の団体に対する補助金については、当該団体の理解と協力を得て、統一する方向で検討する。
- ② 各市町で同種の団体に対する補助金については、当該団体の意向を尊重し、団体の統合に併せて統一する方向で検討する。
- ③ 各市町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、新市全体の均衡を保つように調整する。
- ④ 他の補助金に整理統合できるものについては廃止するものとする。

### (2) 事業補助金等

- ① 両市町で同一あるいは同種の補助金については、制度の統一に向けて調整する。
- ② 各市町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、新市全域の均衡を考慮しながら調整する。
- ③ 他の補助金、制度に整理統合できるものについては廃止する。

## 17 町名・字名の取扱い

- (1) 町・字の区域については、現行のとおりとする。
- (2) 熊野市の町・字の名称については、現行のとおりとする。
- (3) 紀和町の町・字の名称については、現行の大字名の前に「紀和町」を付した名称とする。

## 18 慣行の取扱い

- (1) 市章、市民憲章、キャッチフレーズ、市の花、木、鳥、歌及び宣言は、新市において制定する。
- (2) 友好親善提携は、新市に引き継ぎ、相手の意向を確認し、新市において調整を図る。
- (3) 表彰制度は、新市に移行後、速やかに制度を統一する。

## 19 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 国民健康保険については、熊野市の例により保険税（税方式）とする。賦課方式は、現行のとおり四方式（所得割、資産割、均等割、平等割）とするが、うち資産割の算定方法については、熊野市の例によるものとする。
- (2) 保険税率については、合併年度は現行のとおりとする。税率の統一は翌年度に行い、その際、平均して住民の負担増とならないよう調整を図るものとする。なお、介護分については、介護納付金に応じた適正な税率となるよう調整する。
- (3) 賦課期日については現行のとおりとし、納付回数については9期（納期は4月、6月、8月～2月）とする。
- (4) 軽減割合については、7割、5割、2割 軽減を適用する。
- (5) 賦課限度額については、法定限度額内で適正な額を定める。
- (6) 保険税の減免基準については、現行のとおりとする。
- (7) 任意給付のうち、出産育児一時金の支給については現行のとおりとし、葬祭費の支給については熊野市の例による。
- (8) その他の国民健康保険事業のうち、各市町で内容に差異のある事業・制度については、現行の水準を維持するよう調整する。

## 20 介護保険事業の取扱い

介護保険事業については、引き続き、新市においても紀南介護保険広域連合に加入し、共同処理を行っていく方向で関係団体と調整を図る。

## 21 消防団の取扱い

- (1) 消防団については、合併時に統合し、分団等の組織については、原則そのまま新市に引き継ぐ。
- (2) 消防団報酬・手当については合併後、一定期間に統一する。
- (3) 公務災害補償、退職報奨金、消防賞じゅつ金、殉職者特別賞じゅつ金、消防表彰については現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 被服貸与については、当面現行のとおりとし、段階的に統一する。
- (5) 消防団施設・設備については、新市に引き継ぐ。

## 22 電算システム事業の取扱い

新市の電算システムについては、住民サービスの低下を招かないよう、可能な限り合併時に統合を図る。

## 23 各種事務事業の取扱い

### 23-1 消防防災関係事務

- (1) 常備消防組織、施設・設備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 防災会議については、新市において新たに設置し、速やかに地域防災計画を策定する。

- (3) 防災行政無線については、合併後、速やかに統一運用できるように整備する。
- (4) 防災体制については、合併時に統一する。
- (5) 防災基盤の整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (6) 防災対策地域指定については、国の地域指定変更を受け、新市において地震防災計画を策定する。

### 23-2 地域振興・若者定住・交通関係事業

- (1) 地域振興事業については、現行制度を基本に、新市において制度を再編する。
- (2) 若者定住促進対策事業については、合併時に現行制度を廃止し、新市において若者定住促進のための新たな施策を検討する。ただし、合併前に紀和町若者定住促進条例の適用を受けている者のうち、利子補給を受けている者については、利子補給期間が終了するまでの間は、なお従前の例による。
- (3) 交通関係事業については、次のとおりとする。
  - ① 鉄道の活性化に取り組む団体への加入については、新市において引き続き加入する。
  - ② 自主運行バスについては、合併時現行のまま存続し、新市において路線等の再編成を検討する。
  - ③ 地方バス路線維持費補助金については、新市において継続する。

### 23-3 広報広聴関係事業

- (1) 広報活動について、次のとおりとする。
  - ① 広報紙については、新市において統一し、新市全域に配布する。
  - ② 声の広報（希望者）については、新市において、統一を図り、新市全域で実施する。
  - ③ 防災行政無線による行政情報については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
  - ④ ケーブルテレビによる文字放送は、合併時現行のとおり存続し、新市全域での実施については、新市において検討する。
  - ⑤ 暮らしの便利帳については、新市において作成する。
- (2) 広聴活動について、次のとおりとする。
  - ① 市政（町政）懇談会については、新市において、統一を図り、実施する。
  - ② 市政（町政）への意見等に関する事業については、以下のとおりとする。
    - ・ 市民なんでもボックス、紀和町目安箱・市民なんでもダイヤルについては、新市において、統一を図り、実施する。
    - ・ 市民満足度調査・市長への手紙については新市において調整する。
  - ③ 各種相談業務については、新市において、統一を図り、実施する。
  - ④ 市政モニター会議・区長会議については、新市において調整する。

### 23-4 窓口業務

窓口業務については、当分の間、現行のとおりとし、新市発足後、利用実態を勘案して調整を行う。

### 23-5 障害者福祉事業

- (1) 授産施設等交通費補助事業、障害者住宅改造補助事業については、現行のとおりとする。
- (2) 訪問入浴サービス事業、重度心身障害者見舞金事業、心身障害者扶養共済制度については、熊野市の例により新市において実施する。
- (3) バリアフリー推進委員会については、引き続き新市において設置する。

### 23-6 高齢者福祉事業

- (1) 高齢者保健福祉計画については、新市において新たな計画を策定する。
- (2) 高齢者生活支援ハウス（紀和町高齢者生活福祉センター居住部門）運営事業については、現行のとおりとする。
- (3) 老人ホーム入所判定委員会については、熊野市の例により新市において新たに設置する。
- (4) 生きがい活動支援通所事業については、事業内容を統一し実施する。
- (5) 在宅介護支援センターについては、引き続き新市において設置する。
- (6) 介護予防生活支援事業については、事業内容を調整し新市において実施する。
- (7) 老人福祉事業については、次のとおりとする。
  - ① 熊野市の高齢者移送サービス(福祉バス)事業、紀和町の福祉バス運行及び貸与事業については、当分の間、それぞれ現行のとおりとする。
  - ② 高齢者住宅改造補助事業については、現行のとおり実施する。
  - ③ 高齢者世帯の町営住宅家賃助成については、合併時に廃止する。ただし、合併前に制度の適用を受けている者については、平成20年3月末日まで、従前のとおりとする。
  - ④ その他の老人福祉事業については、制度・内容を調整し新市において実施する。

### 23-7 児童福祉・保育事業

#### (1) 児童福祉関係事業

- ① チャイルドシート助成事業については、熊野市の例により新市において実施する。
- ② 家庭児童相談室事業については、熊野市の例により新市において実施する。
- ③ 子育て支援活動については、熊野市の例により新市において実施する。

#### (2) 保育関係事業

- ① 保育料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から制度を統一する。保育料の徴収基準については、現行の熊野市保育料徴収基準額表を基本に



新たな基準を設定する。

- ② 保育時間については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から熊野市の例により統一する。
- ③ 入所年齢については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から熊野市の例により統一する。
- ④ 送迎バスの運行については、現行のとおりとする。
- ⑤ 僻遠地保育児童に対する交通費等の助成については、新市において現行制度に代わる新たな制度を検討する。
- ⑥ ひまわり保育園への助成については、現行のとおり実施する。
- ⑦ 保育所保護者会会長連絡協議会については、新市において新たに設置する。

## 23-8 その他福祉事業

### (1) 医療費助成事業

- ① 68・69歳老人医療費助成制度、寡婦医療費助成制度については、合併時に廃止する。
- ② 心身障害者医療費助成制度、65歳以上重度心身障害者医療費助成制度、乳幼児医療費助成制度、一人親家庭等医療費助成制度については、熊野市の例（三重県基準）により制度を統一する。

### (2) 母子福祉事業

母子生活支援施設運営事業については、現行のとおりとする。

### (3) 社会福祉事業

- ① 災害見舞金支給事業については、事業内容を調整し新市において実施する。
- ② 災害弔慰金の支給等に関する事業については、現行のとおりとする。
- ③ 戦没者追悼式については、関係団体と調整のうえ開催する。

## 23-9 保健・健康づくり事業

### (1) 診療所関係事業

- ① 診療所の業務及び診療体制については、それぞれ現行のとおり新市に引き継ぐ。
- ② 診療所運営協議会については、新市において引き続き設置する。

### (2) 保健事業

- ① 予防接種、各種健(検)診の実施方法については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一する。なお、受診者の個人負担については、応分の受益者負担の原則を基本に調整を行う。
- ② 市町村一次救急医療体制については、現行体制を維持できるよう関係団体と調整を行う。

### (3) 健康づくり事業

健康づくり事業については、住民の健康増進が図られるよう、新市において

再編を行う。

## 23-10 環境衛生事業

### (1) 環境対策事業

- ① 地球温暖化対策実行計画については、新市において新たに策定する。
- ② 廃棄物減量等推進審議会、環境保全対策協議会については、新市において新たな組織を設置する。廃棄物減量等推進員については、引き続き新市において設置する。
- ③ 生ごみ処理容器購入費補助金、電気式生ごみ処理機購入費補助金については、熊野市の例により制度を統一して実施する。
- ④ 一般廃棄物集積施設設置費補助金については、当分の間、現行のとおりとする。

### (2) 衛生関係事業

- ① 火葬場使用料助成金については、紀和町の例により新市において実施する。
- ② 畜犬登録事業、狂犬病予防注射事業については、現行のとおり新市において引き続き実施する。
- ③ 犬猫避妊等手術費補助金については、熊野市の例により新市において実施する。
- ④ 小規模水道事業補助金については、当分の間、現行のとおりとする。
- ⑤ 合併処理浄化槽設置事業費補助金については、熊野市の例により制度を統一して実施する。

## 23-11 ごみ収集運搬業務事業

- (1) ごみ収集については、当分の間、現行のとおりとする。
- (2) し尿収集については、現行のとおり新市へ引き継ぐ。ただし、し尿処理施設使用料については、熊野市の例により統一する。
- (3) 事業系ごみの処理手数料については、現行のとおり新市へ引き継ぐ。
- (4) 一般廃棄物収集・処理手数料については、当分の間、現行のとおりとする。
- (5) 清掃事業関係申請手数料については、熊野市の例により統一する。

## 23-12 農林水産関係事業

- (1) 農林業関係各種計画については、現行の計画を基本に新市において新たな計画を策定する。
- (2) 農林水産業振興事業については、次のとおりとする。
  - ① 国、県補助事業及び継続事業等については、新市においても引き続き実施する。
  - ② 各市町で同一、又は同種の取り組みを行っている事業については、内容を調整し新市において実施する。

- ③ 各市町が独自に実施している事業については、それぞれの地域特性と従来の実績を踏まえ、新市において調整する。
- ④ 基盤整備等の受益者負担については、新市において統一する。ただし、合併前からの継続事業については、現行のとおりとする。

### 23-13 商工・観光関係事業

#### (1) 商工関係事業

- ① 産学官共同研究検討委員会については、新市において引き続き設置する。
- ② 企業誘致促進事業については、制度を検討し新市において実施する。
- ③ 小規模事業資金融資制度、勤労者持家促進資金貸付制度、勤労者教育資金貸付制度については、熊野市の例により新市において実施する。

#### (2) 観光関係事業

- ① 観光施設管理事業については、現行のとおり新市において実施する。
- ② イベント開催事業、観光PR事業については、新市において引き続き実施する。
- ③ その他観光振興関係事業については、新市における観光の推進・集客交流が図られるよう、引き続き実施する。

### 23-14 建設関係事業

#### (1) 都市計画事業については、次のとおりとする。

- ① 都市計画区域、臨港地区、都市計画道路、都市公園、都市計画駐車場については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、都市計画区域等の見直しを行う。
- ② 都市計画審議会については、新市において新たに設置する。

#### (2) 公営住宅については、新市に引き継ぐ。家賃の算出に必要な係数については、新市において調整する。

#### (3) がけ地近接等危険住宅移転事業については、新市において引き続き制度を存続させる。

#### (4) 宅地開発事業指導要綱については、現行制度を見直し、新市において新たに制定する。また優良宅地等の認定に関する事務については、新市において引き続き制度を存続させる。

#### (5) 道路事業については、次のとおりとする。

- ① 道路新設改良事業については、整備計画を策定し、計画的に実施する。また継続事業については、新市において引き続き実施する。
- ② 道路認定基準については、新市において新たに基準を設ける。
- ③ 未登記道路用地の登記事務、直営工事については、新市において引き続き実施する。

#### (6) 宅地等災害復旧助成事業については、新市において調整する。

#### (7) 河川改修事業については、新市において引き続き実施する。

(8) 国土調査事業については、新市において引き続き実施する。

### 23-15 小中学校・幼稚園の通学（園）区域

- (1) 小中学校の通学区域については、現行のとおりとする。ただし、指定学校の変更に  
ついては、保護者の申請により弾力的運用に努めるものとする。
- (2) 公立幼稚園については、合併後、新市全域を通園区域とする。

### 23-16 学校教育事業

- (1) 学校給食については、次のとおりとする。
  - ① 自校調理方式については、当面現行のとおり新市に引き継ぐ。
  - ② 給食費については、当面現行のとおりとする。
  - ③ 給食米購入補助については、合併時に廃止する。
- (2) 学校教育関連事業については、次のとおりとする。
  - ① スクールバスの運行、通学費支弁については、当面現行のとおりとし、新市  
において遠距離通学対策の再編を図る。
  - ② 学齢児童に関する協定書については、合併時に相手方自治体と区域外就学に  
かかる協定書を締結する。
  - ③ 要保護及準要保護児童生徒援助費補助金、特殊教育就学奨励費補助金、心の  
教室相談員配置事業については、熊野市の例による。
  - ④ 有馬中学校建設事業については、新市に引き継ぐものとする。
  - ⑤ 教育課程研修助成については、合併時に廃止する。
  - ⑥ 災害共済掛金については、熊野市の例による。
- (3) 奨学金制度については、次のとおりとする。
  - ① 奨学費給付金については、熊野市の例による。
  - ② 奨学資金貸与、修学資金貸付については、熊野市の例により統一する。
  - ③ 合併前に各市町の奨学金制度を適用した給付、貸付及び償還については、現  
行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (4) 学校評議員については、新市に引き継ぐものとする。
- (5) 学校医等の報酬については、熊野市の例により統一する。

### 23-17 社会教育事業

- (1) 文化財については、新市に引き継ぐものとする。
- (2) 社会教育振興、文化振興、公民館及びスポーツ振興事業については、新市にお  
いて再編する。視聴覚ライブラリー事業については、引き続き御浜町に委託する。
- (3) 成人式については、新市において統一し実施する。
- (4) 社会教育・体育関係委員等については、新市において再編を図り設置する。

### 23-18 水道事業

- (1) 給水区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 小規模水道については、当分の間、現行のとおりとする。
- (3) 水道料金及びメーター使用料については、合併時は現行のとおりとし、新市において適正な料金を検討する。
- (4) 水道料金の軽減措置については次のとおりとする。
  - ① 高齢世帯の認定については、熊野市の例による。
  - ② 給水栓の漏水による軽減については、熊野市の例による。
- (5) 水道事業については、現行の事業計画を基に新市において新たに計画を策定し、事業の促進を図る。なお、継続事業については、新市において引き続き実施する。
- (6) 負担金については次のとおりとする。
  - ① 新規給水加入金については、熊野市の例による。
  - ② 水道事業分担金については、新市において新たな制度を設ける。
  - ③ 宅地開発事業に伴う水道水源対策協力負担金については、合併時に廃止する。
- (7) 手数料については、合併時に統一する。
- (8) 集金・検針委託業務については、新市において引き続き実施する。また集金委託料については、熊野市の制度を基本に調整を図る。

#### 23-19 その他事業

- (1) 情報化事業については次のとおりとする。
  - ① CATV電柱使用負担金については、現行のとおりとする。
  - ② CATV加入助成については、新たに助成制度のあり方を検討する。
  - ③ 行政情報番組については、当分の間現行のとおりとし、新市全域で視聴できるように調整する。
  - ④ ホームページについては、合併時に新市のホームページを開設する。
- (2) 人権関係事業については、次のとおりとする。
  - ① 人権尊重に関する条例については、合併後速やかに策定する。
  - ② 人権問題啓発事業については、新市において引き続き実施する。
- (3) 男女共同参画プランについては、新市において速やかに策定する。
- (4) 姉妹都市提携については、新市に引き継ぎ、相手の意向を確認し、新市において調整を図る。
- (5) 行政改革大綱については、新市において速やかに策定する。
- (6) 情報公開・保護制度については、新市において統一する。
- (7) 交通安全事業については、新市において統一する。

#### 24 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。

# 調 印 書

熊野市及び紀和町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく熊野市・紀和町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名調印する。

平成17年2月17日

熊 野 市 長

河上 敢 二 

紀 和 町 長

下川 勝 三 

立 会 人

合併協議会委員

前田 桂之助

合併協議会委員

山本 洋信

合併協議会委員

森 玉 峯

合併協議会委員

和田 悠理子

合併協議会委員

朝尾 高明

合併協議会委員

岡本 寛三

合併協議会委員

堀 力

合併協議会委員

岡本光弘

合併協議会委員

浦坪 采

合併協議会委員

田中實男

合併協議会委員

松岡直彦